

資料4(当日配付資料)

(石狩市国民健康保険税条例の一部改正)

改正前	改正後
(国民健康保険税の減免) 第25条 略 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 略	(国民健康保険税の減免) 第25条 略 2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	